

年末の交通安全県民運動

スローガン ゆとり持つ 時間に気持ちに

車間距離

年末は、交通量の増加や日没の早まりで、夕方から夜間にかけて交通事故の多発が懸念されます。また、忘年会等で飲酒の機会が増え、飲酒運転が危惧されます。

一人ひとりが交通安全の意識を高め、安全行動を通じて交通事故を防ぎましょう。



運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の事故防止
(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 横断歩道における歩行者保護の徹底

交通安全日

運動期間：12月13日(月)～22日(水)

～交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日～

12月15日(水)

町民みんなで、交通安全に心がけましょう。



問い合わせ先 企画課 経営企画室 TEL 0859-68-4212

国民年金保険料は

全額が社会保険料控除の対象です

本年中に国民年金保険料を納めた人に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。

これは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。大事に保管して、年末調整や確定申告の際に使用してください。

◆証明書が届く時期

令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

- ・令和3年11月初旬頃

令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人

- ・令和4年2月中旬頃
- ・家族の国民年金保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告することができます。
- ・紛失した場合は、再発行が可能です

税務署



問い合わせ先

米子年金事務所 国民年金課
TEL 0859-34-6111 (音声案内の後②→②)

マイナンバーカード

休日・時間外申請(交付)窓口 要予約

マイナンバーカードの作成に必要な顔写真の無料撮影、申請書の記入補助などを行います。

また、申請済みのマイナンバーカードの受け取りもできますので、ぜひご利用ください。

とき

- ①12月12日(日)
9:00～12:00
- ②12月22日(水)
17:20～19:30

ところ

住民課

予約方法

開設日の1週間前までに電話でお申込みください。

その他

申請に必要なものは、予約された方へ個別に案内します。

予約・問い合わせ先

住民課
TEL 0859-68-3115